#### 4-6 その他の有害物質及び有害ガス等

- (1) 大気汚染防止法による規制
- ① 排出の制限

#### 表 4-6-1 大気汚染防止法 有害物質の排出基準

法

 $30 \text{mg}/\text{m}^3$ 

(法施行規則第5条、同別表第3) 有害物質名 規制対象となるばい煙発生施設の種類 排出基準值 窯業製品製造用焼成炉・溶融炉(硫化カドミウム、炭酸カド カドミウム ミウム使用)  $1.0 \text{mg/m}^3$ 焙焼炉・焼結炉・溶鉱炉・転炉・溶解炉・乾燥炉・カドミウ 及びその化合物 ム等乾燥施設 塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設・塩化第二鉄製造用 塩 素 溶解槽・活性炭製造用反応炉・化学製品製造用塩素反応施設・  $30 \text{mg/m}^3$ 塩化水素反応施設·塩化水素吸収施設 廃棄物焼却炉  $700 \,\mathrm{mg} / \,\mathrm{m}^{3} \times 1$ 塩化水素 塩素と同施設  $80 \text{mg/m}^3$ 窯業製品製造用焼成炉・溶融炉(ガラス製造用)・燐等製造用  $10 \text{mg}/\text{m}^3$ トリポリ燐酸ナトリウム製造用反応施設・乾燥炉・焼成炉・ 弗酸製造用凝縮施設·蒸留施設  $1.0 \text{mg}/\text{m}^3$ 弗素・弗化水素 アルミニウム製造用電解炉 及び弗化珪素  $(3.0 \text{mg/m}^3) \times_2$ 燐酸肥料等製造用反応施設・電気炉  $15 \text{mg/m}^3$ 上記関係の焼成炉・平炉  $20 \text{mg/m}^3$ 窯業製品製造施設 (ガラス製造用)  $20 \text{mg/m}^3$ 鉛及び 金属精錬用焙焼炉・転炉・溶解炉・乾燥炉等  $10 \text{mg/m}^3$ その化合物

金属精錬用焼結炉・溶鉱炉

#### ② 事故時の措置義務

ばい煙発生施設又は、アンモニア等特定物質(28物質・P19表 3-4-1)を発生する特定施設を設置している者は、事故が発生した時には応急措置と復旧に努める義務がある。

要件 1 ばい煙発生施設又は特定施設が故障、破損その他の事故発生時

2 ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたとき



#### 措置内容

- 1 応急措置を講じ、速やかに復旧
- 2 直ちに、事故の状況を知事に通報

<sup>※1</sup> O<sub>2</sub> 12%換算値。700mg/m³は430ppm に相当する。

<sup>※2 ( )</sup> 内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の 有害物質の量

## ③ 排出・飛散抑制

## 表 4-6-2 大気汚染防止法 指定物質抑制基準 (その1)

	(附則第4項	号)	法				
指定物質	指定物質排出施設			指定物質抑制 基準 (mg/m³)			備考
頁	施設種類	施	設規模	既設	新設		
ベンゼン※	ベンゼン (溶媒とし て使用したものに限	送風機の送風能力	排出ガス量 3,000 ㎡/時以上	100	50		
	る。)を蒸発させる ための乾燥施設	が 1,000 ㎡/時以 上	排出ガス量 1,000 ㎡/時以上 3,000 ㎡/時未満	200	100		
	コークス炉		の処理能力が t /日以上		集じん機 を設置す	から で、 <sup>装</sup> 機出	時の装炭口 の排出が 炭車集じん 排出るも はれる して 適用
	ベンゼン (溶媒として使用したものに限る。) の回収の用に供する蒸留施設 (常圧蒸留施設を除く。)		E出ガス量 O ㎡/時以上	200	100		
	ベンゼンの製造の月設 (密閉式のもの及び掛するものは除く。)	100	50				
	ベンゼンの貯蔵タンク (浮屋根式(内部浮	容量 500kL	1000kL 以上	1,500	600	時の	ゼンの注入 排出ガスに れるベンゼ
	屋根式を含む。)を除く。)	以上	1000kL 未満	_	000		量に対して
	ベンゼンを原料と して使用する反応 施設	ベンゼンの処理能	排出ガス量 3,000 ㎡/時以上	100	50		
	(密閉式のもの及び 排出ガスをフレアス タックで処理するも のは除く。)	力が1t/時以上	排出ガス量 1,000 ㎡/時以上 3,000 ㎡/時未満	200	100		

 のは除く。)
 m/時末満

 ※この表でのベンゼンは、濃度が体積比百分率 60%以上のものに限る。
 (つづく)

表 4-6-2 大気汚染防止法 指定物質抑制基準 (その2)

法

指定物質	指定物質排出	指定物質抑制基準 (mg/m³)		
質	施設種類	施設規模	既設	新設
トリクロロ	トリクロロエチレン(溶媒として使用したものに限る。) を蒸発させるための乾燥施 設	送風機の送風能力が 1,000 ㎡/時以上	500	300
	トリクロロエチレンの混合 施設 (密閉式のものを除く。)	混合漕の容量が 5kL 以上	500	300
エチレン	トリクロロエチレンの精製用 して使用したトリクロロエチ る蒸留施設(密閉式のものを	300	150	
	トリクロロエチレンによる 洗浄施設(次号に掲げるもの を除く。)	トリクロロエチレンが 空気に接する面の面積 が3㎡以上	500	300
	テトラクロロエチレン(溶媒 として使用したものに限 る。)を蒸発させるための乾 燥施設	送風機の送風能力が 1,000 ㎡/時以上	500	300
テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンの混合施設 (密閉式のものを除く。)	混合漕の容量が 5kL 以 上	500	300
	テトラクロロエチレンの精製 として使用したテトラクロロ する蒸留施設(密閉式のもの	300	150	
	テトラクロロエチレンによ る洗浄施設 (次号に掲げるも のを除く。)	テトラクロロエチレン が空気に接する面の面 積が3㎡以上	500	300
	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機(密 閉式のものを除外)	処理能力が 30kg/回以上	500	300

## 備考

- 1 既設施設とは、H9.4.1 現在設置されているものであり、抑制基準の適用はH10.4.1 から。
- 2 新設施設とは、H9.4.1 以降に設置されたものであり、抑制基準の適用は H9.4.1 から。

# (2) 環境確保条例による規制

## ① 排出基準

表	4-6-3 有害ガス規制基準	(その1	)	(条	· 例別表第 3、別表第 7 3)	条例
	規制対象物質	基準値 <sup>※1</sup> (mg/㎡) (参考:ppm換算値)		対象施設 の種類 <sup>※2</sup>	排ガス処理方法	測定方法 (JIS)
1	弗素及びその化合物	9	(10)	全部	水洗浄等	K0105
2	シアン化水素	6	(5)	ばい煙以外	アルカリ薬液洗浄等	K0109
3	ホルムアルデヒド	70	(52)	ばい煙以外	吸着、触媒燃焼、直接燃焼、 薬液洗净等	K0303
4	塩化水素	40	(25)	ばい煙以外	水洗浄等	K0107
5	アクロレイン	10	(4)	ばい煙以外	凝縮とアルカリ薬液洗浄の併 用、吸着、触媒燃焼、直接燃焼 等	K0089
	塩素	30	(9.5)	全部	薬液洗浄等	K0106
		<b>70</b> ただし、臭	(9.8)		アルカリ薬液洗浄、吸着等	K0085
7	臭素及びその化合物	化メチル にあって は <b>200</b>	(47) (臭化 メチル)	ばい煙以外	吸着等(臭化メチル)	K0114 又は K0123
8	窒素酸化物	200	(97)	ばい煙以外	アルカリ薬液洗浄等	K0104
9	フェノール	200	(48)	ばい煙以外	吸着、触媒燃焼、直接燃焼、 薬液洗净等	K0086
10	硫酸(三酸化いおうを含む。)	1	-	ばい煙以外	水洗净等	K0103
11	クロム化合物	0.25	-	全部	水洗浄等	K0102.65. 2
12	塩化スルホン酸	1	-	ばい煙以外	水洗净等	中和-硝酸 銀滴定法
13	ピリジン	40	(11)	ばい煙以外	吸着等	K0087
14	スチレン	200	(43)	ばい煙以外	吸着、触媒燃焼、直接燃焼等	K0114 又 は K0123
15	エチレン	300	(240)	ばい煙以外	吸着、触媒燃焼、直接燃焼等	K0114 又 は K0123
16	二硫化炭素	100	(29)	ばい煙以外	吸着、触媒燃焼、直接燃焼、 凝縮と吸着の併用等	K0091
17	クロルピクリン	40	(5.5)	ばい煙以外	吸着等	K0114 又 は K0123
18	ジクロロメタン	200	(53)	ばい煙以外	吸着、凝縮と吸着の併用等	K0114 又 は K0123
19	1,2-ジクロロエタン	200	(45)	ばい煙以外	吸着、凝縮と吸着の併用等	K0114 又 は K0123
20	クロロホルム	200	38	ばい煙以外	吸着、凝縮と吸着の併用等	K0114 又 は K0123
21	塩化ビニルモノマー	100	36	ばい煙以外	吸着、凝縮と吸着の併用等	K0114 又 は K0123
22	酸化エチレン	90	46	ばい煙以外	触媒燃焼、直接燃焼等	K0114 又 は K0123 (臭素化物 の分析)

(つづく)

表	表 4-6-3 有害ガス規制基準 (その2)						
	規制対象物質	基準値(r (参考:p 値)	pm 換算	施設の種類 (注)	排ガス処理方法	測定方法 (JIS)	
23	ヒ素及びその化合物	0.05	-	ばい煙以外	薬液洗浄、集じん等	K0083	
24	マンガン及びその化合物	0.05	-	ばい煙以外	薬液洗浄、集じん等	K0083	
25	ニッケル及びその化合物	0.05	-	ばい煙以外	薬液洗浄、集じん等	K0083	
26	カドミウム及びその化合物	1	-	全部	薬液洗浄、集じん等	K0083	
27	鉛及びその化合物	10	-	全部	薬液洗浄、集じん等	K0083	
28		テトラクロロ	(200) (29) エチレン (0 (51) ユエチレン (300 (41) ソブチル 200 (200 (49) (200 (50)	いずれか1 北を設い歴化 が一次でで が大きのが がでで でで で で で で で で で で で で で で で で で	吸着、触媒燃焼、直接燃焼、凝縮と吸着の併用等(トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては吸着 凝縮と吸着の併用等)	K0088 トリクロロ	

「全部」対象物質を発生する施設すべてを対象とする。

「ばい煙以外」対象物質を発生する施設のうちばい煙施設以外を対象とする。

#### ② 構造基準

表 4	-6-4 有害ガス取扱施設の構造基準 (条例施行規制別表第 5) 条例	
	構 造 基 準	
1	施設の密閉構造、蒸発防止設備が設置されている構造等有害ガスの排出を可能な限り抑制する構造であること。	艮
2	施設に開放部がある場合には、原則として有害ガスを拡散しないように吸引し処理 するための局所排気装置が設置されていること。	里
3	局所排気装置の構造は、できるだけ少ない排風量で有害ガスを完全に捕捉吸引できるようにフードの構造を選択すること。	ŧ
4	有害ガスや有害ガスを発生する有機溶剤等を取り扱う作業は、局所排気装置及び 出防止設備の作動を確認した後開始すること。	非
5	局所排気装置及び排出防止設備等は、定期的に点検及び検査を行い、その性能を保持すること。	呆

<sup>※2</sup> 施設の種類欄はそれぞれ次の意を表す。